第5次佐野遺跡緊急発堀調査報告書

山ノ内町教育委員会

## 第 5 次 佐 野 遺 跡 緊 急 発 堀 調 杳 報 告

1. 遺跡としての種類、品数及び名称

佐野遺跡(史跡指定 昭和51年12月25日)

縄文時代晩期 1か所

2. 発堀した土地の所在

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野 6 1 4 番 1 4 一 1 5

3. 土地の所有者

山ノ内町・長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2837番地2

4. 当該地の節囲

地字	地 番	地目	地 積	備	考
谷地	614番14-15	宅地	2 4 7. 1 9 m³		

5. 調査責任者

長野県下高井郡山ノ内町教育委員会教育長 村 上 富 吉

6. 調查担当者

国学院大学文学部講師 日本考古学協会員 永 峯 光 一

長野県文化財保護指導員

金井汲次

中野市立平野小学校教諭

田川幸生

7. 発堀の目的

> 史跡佐野遺跡の指定地内にある旧穂波村営診療所が老朽化のため取こわ し、駐車場にするため緊急発掘調査をした。

文化庁長官の許可日(昭和53年9月18日付委保第4の792号)

8. 発掘の経過

昭和53年6月14日付で申請した現状変更に対し、昭和53年9月1 8日付委保第4の792号で許可されたが、許可条件として事前に発堀調 査するよう指示があったため、緊急発堀調査を実施した。

### 9. 発堀の状況

### (1) 調 査 団

発堀は、第5次発堀調査団を編成して実施した。

第 5 次 佐野遺跡発堀調査団

	○ 調	查責	任者	山ノ内町教育長	村	上	富	吉
	○顧		問	山ノ内町文化財保護審議会長 長野県文化財専門委員	金	井	喜久一	一郎
,	o 調	査 団	長	国学院大学文学部講師	永	峯	光	
	0 .	″ f	弋理(発堀	)日本考古学協会員 長野県文化財保護指導委員	金	井	汲	次
•	ο .	"	(庶務	)日本考古学協会員 中野市立平野小学校教諭	田	Ш	幸	生
•	○調	查	員(主任	)山ノ内町文化財調査員	山	上	右	八
(	O	"		日本考古学協会員 飯山北高校教諭	高	橋		桂
(	)	"		県教委文化課指導主事	関		孝	
C	)	"		日本考古学協会員 日伸精機社員	松	沢	芳	宏
C	事	務	局	山ノ内町教育委員会	坂	口	孝	雄
C	協		力	佐野遺跡保存会				
١	≑⊞		*					

#### (2) 調 査

○ 4月20日(金) 曇午後一時雨

グリット(2*m*×2*m*)29か所を設定し、杭打ちをすませてから縄張りを行い、鍬入式を挙行した。

グリット外の玄関、居間地の発堀を実施、集石址1号、石鏃、土器片、大 観通宝を検出した。

○ 4月21日(土) 晴後曇

1号集石址を精査、地表下80㎝から二条痕のある砥石片を得る、D1

-D6.C1-C6グリットの発堀をする。

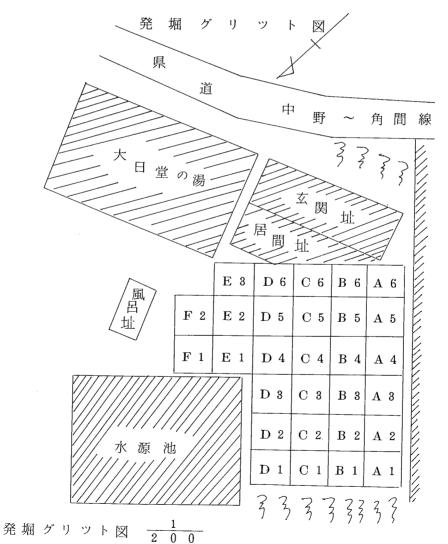
石鏃、土器片、寛永通宝等を検出した。

## ○4月22日(日) 晴

A、Bグリット全区の発掘を実施。土層は攪乱されており、遺物は極めて少く、土器片数点と石器工作中の石屑少量を得たのみであった。

## ○4月23日(月) 晴

E、Fグリットの調査をし、E3区から集石址(2号)を検出した。 建物少量を得た。測量、写真撮影をし、午後は埋めもどしをして調査を終 了する。



## 。 発堀した文化財の概要

#### (1) 遺 構

居間址の北隅から  $3.5 m \times 2.5 m$  の集石址 (第1号) とE 3 グリットから  $2 m \times 1.5 m$  の集石址 (第2号) を検出した。

大小の円礫を楕円形に積み、集石群のなかには数点の土器片があったほかは他に遺物は存在しなかった。

#### (2) 遺物

D

往時の開田によって地形や土層は変貌し、その後の水源池の建設、診療所設置等によって土層は著るしく攪乱され、遺物は僅少であった。 遺物の検出状況は、次のとおりである。

							- 0						*
グ	\	土岩	景 片	石鏃	乙甲酚	Z 0 /11-	D	3	2	2		1	
グリット		有文	無文	11 政	石器屑	その他	D	4	1	2	2		
	関址	1	7	4	1 4	石錐 1	D	5	2	5			石斧片1
居	間址	4	1 4	1	3 0	砥石 古銭	D	6	1	4	1	1	古銭
A	4				1		Е	1		1			
A	5				1		Е	2		2		1	
A	6				1		Е	3		3		3	
В	4		2		1		F	1		1	<del></del>		
В	5	1			2		F	2		1			
В	6		1										
$\mathbf{C}$	3	1			2		合	計	1 5	5 2	8	6 5	.4
С	4				2			1					
C	5	2	3										
C	6				2						÷		
D	1				1								

## 11. 遺構、遺物の処置

遺物は、研究調査終了後は町公民館資料室に保管する。

# 12. 発堀に対する発堀担当者の考察

前述〔10.(2)〕のごとく原初の文化層の大部分は喪失し、遺物、遺構の検出も僅少であった。当該地は、指定史跡内であるため空間地として残すことが好ましいところであるが、穂波農業協同組合が駐車場として町民に提供するという公共性をもつ事業から現状変更はやむを得ないと思われる。